「鈴鹿国際大学短期大学部紀要」編集規定

第１条　「鈴鹿国際大学短期大学部紀要」(以下「紀要」という）は，本学教員の学術研究の成果を発表することを目的として公刊されるものである。英文誌名は「JOURNAL OF SUZUKA INTERNATIONAL UNIVERSITY JUNIOR COLLEGE」とする。

第２条　紀要の公刊のため，鈴鹿国際大学短期大学部紀要編集委員会（以下「編集委員会」という）を置く。

第３条　編集委員会は図書委員をもって構成し，委員長は図書館長とする。

第４条　編集委員会は紀要の原稿募集，掲載の可否，掲載順位の決定，編集・印刷及び領布等を行う。

第５条　投稿原稿は，人文科学・社会科学・自然科学の各分野にわたる未発表のものとし，総説・論説・論文・ノート・調査と資料・書評・翻訳等を含む。

第６条　投稿者は本学教員，共同研究者及び編集委員会から依頼を受けた者とする。共同研究者はその所属を明記する。

第７条　原稿執筆に際しては，学問領域における特殊性に反しない限り，原則として，別に定める「鈴鹿国際大学短期大学部紀要原稿執筆要領」によるものとする。

第８条　掲載論文の別刷は，１編につき30部まで無償で執筆者に贈呈する。

附則　本規定は平成３年７月17日より施行する。